

②<旧>「吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル1・2）【大気汚染防止法第18条】」



<新>「吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル1・2）の**除去作業、封じ込め／囲い込み作業**【大気汚染防止法第18条】」

③<旧>「呼吸用保護具・作業衣の使用【石綿則第14条】」



<新>「呼吸用保護具・**保護衣**・作業衣の使用【石綿則第14条】」

④<旧>「30年間保存【石綿則第35条】」



<新>「**40年間**保存【石綿則第35条】」

Ⅲ. 40ページに記載の「レベル1（石綿含有吹付け材）」について次のとおり修正いたしました。

<旧>

<新>

■石綿障害予防規則に基づく実施事項の概要

作業レベル	石綿含有材	②	断熱材・保温材・耐火被覆材	レベル1	レベル2
種別の種類	吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材
事前調査・記録	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○
計画の届出 (環境法第46条第1項)	○	○	○	○	○
作業の届出 (環境法第46条第1項)	○	○	○	○	○
特別措置	○	○	○	○	○
*作業主任者の選任	○	○	○	○	○
保護具等の使用	○	○	○	○	○
囲封じ	○	○	○	○	○
作業場内の隔離	○	○	○	○	○
作業場以外への入場禁止	○	○	○	○	○
関係者以外への入場禁止	○	○	○	○	○
汚水等の処理	○	○	○	○	○

*石綿作業主任者の職務
書字は石綿則の規定
 1. 作業員が石綿粉じんを吸入・吸引しないための作業方法の決定・指揮
 2. 測定・調査・検知記録簿等1月を超えない期間ごとの点検
 3. 保護具の使用状況の確認
 4. 作業場内の隔離、立入禁止措置、表示の実施
 5. 除去した石綿材料の適切な集積・密閉・保管の実施
 6. 作業実施結果の記録

40

■石綿障害予防規則に基づく実施事項の概要

作業レベル	石綿含有材	②	断熱材・保温材・耐火被覆材	レベル1	レベル2
種別の種類	吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、石綿を含有する保温材、石綿を含有する耐火被覆材	吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、石綿を含有する保温材、石綿を含有する耐火被覆材	吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、石綿を含有する保温材、石綿を含有する耐火被覆材	吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、石綿を含有する保温材、石綿を含有する耐火被覆材	吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、石綿を含有する保温材、石綿を含有する耐火被覆材
事前調査・記録	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○
計画の届出 (環境法第46条第1項)	○	○	○	○	○
作業の届出 (環境法第46条第1項)	○	○	○	○	○
特別措置	○	○	○	○	○
*作業主任者の選任	○	○	○	○	○
保護具等の使用	○	○	○	○	○
囲封じ	○	○	○	○	○
作業場内の隔離	○	○	○	○	○
作業場以外への入場禁止	○	○	○	○	○
関係者以外への入場禁止	○	○	○	○	○
汚水等の処理	○	○	○	○	○

*石綿作業主任者の職務
書字は石綿則の規定
 1. 作業員が石綿粉じんを吸入・吸引しないための作業方法の決定・指揮
 2. 測定・調査・検知記録簿等1月を超えない期間ごとの点検
 3. 保護具の使用状況の確認
 4. 作業場内の隔離、立入禁止措置、表示の実施
 5. 除去した石綿材料の適切な集積・密閉・保管の実施
 6. 作業実施結果の記録

40

①<旧>「耐火建築物又は準耐火建築物」



<新>「耐火建築物又は準耐火建築物の**除去作業**」

②<旧>「その他」 → <新>「**その他の除去作業**」

③「**封じ込め**」及び「**囲い込み**」の項目を**追加**いたしました。

IV. 41 ページに記載のフローの一段目、四段目について次のとおり修正いたしました。



- ①<旧>「飛散性アスベスト」 → <新>「**廃石綿等**」
- ②<旧>「非飛散性アスベスト」 → <新>「**石綿含有産業廃棄物**」
- ③<旧>「中間処理（溶融）」 → <新>「中間処理（溶融**又は無害化**）」